

『おもろさうし』のキミカナシと〈ヒキ〉の 官員：首里城正殿下庫理の稲二祭のオモロ にうたわれる者

真喜志, 瑶子 / MAKISHI, Yoko

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

29

(開始ページ / Start Page)

91

(終了ページ / End Page)

156

(発行年 / Year)

2003-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002593>

『おもろさうし』のキミカナシとへヒキの官員

— 首里城正殿下庫理の稲二祭のオモロにうたわれる者 —

真喜志 瑤子

はじめに

キミテズリの百果報事や稲二祭のオモロにうたわれるのはアオリヤへ・サスカサ・センキミ・キミカナシなどの名である。これらが沖縄中世の王府の主要な祭祀のなかで重要な役割を果たしたであろうことはこのこと一つからでも、推測できると思われる。

『おもろさうし』二十二巻は、一般に、王府オモロ・地方オモロ・特殊オモロ（ゑさおもろ・ゑとおもろ外）に分類される。このうち主に王府オモロの巻一・三・四・六に収められているのが上記アオリヤへ・サスカサその他である。

これらについては、伊波普猷氏以来、『女官御双紙』記載の〈王族神女〉アオリヤへ按司などともすることが通説的な理解となっており、これらの巻のオモロを〈神女オモロ〉と言ひ換えることも普通に行われている(注1)。筆者がこの王族神女説に同調できない理由として前稿であげたのは、まずその典拠とする『女官御双紙』の三十三君記載の王族女性の名そのものや推定される活躍時期がオモロと合致しないものが多いこと、もう一つは、オモロのうたう、アオリヤへ・サスカサ・センキミ・キミカナシは、その裔に憑依する神格としての性格をもち、父系的な縦のつながりを主張する点に特徴があるが、従来の説ではその説明が困難であること、などであった。

久米島の神々に関する伊波氏の解釈を継承しながらこれに代わる視点と解釈として提示したのは主に次のようなことであった。まず、王府の周辺の島々への侵入とそれにより生じる捕虜的な者の、王府で果たした役割についての多くの伝承や史料に注目すべきであること。次に重要なのは、王府オモロのアオリヤへ・サスカサ・センキミは、すべて尚真王時代に王府に討伐されたと記される久米島の城の御嶽に祀られた祖神的な神名であることであり、これをオモロや碑文等諸史料によりつぎのように説明することが可能であるということであった。即ち、按司や大や、その下役が捕虜的な者として、ヒキという血縁的な関係で結ばれた王府の官員組織に吸収されたこと、アオリヤへその他の神々はひきつづき、ヒキの構成員となった者の祀る神々として、王府の四御嶽を抱える聖域ケオノウチとむすびつきながら機能したであろうということである。御嶽の神とその末(血筋の者)への憑依、という

祖神信仰的な要素を重視すれば、アオリヤへ以下のオモロにうたわれ、碑文等の史料のかたるより多くの事象についての説明が可能であり、それが又オモロの自然な読み方でもあろうということであった(注2)。

小稿の目的は、前稿につづき、尚真王時代頃と思われるオモロのアオリヤへその他の神より時期的にわずかに遅く、神格としても差が見られるキミカナシについて、あらたな視点で、オモロを中心に、その輪郭をはっきりさせることにある。『琉球神道記』や最初の史書『中山世鑑』の引く僅か数首のオモロに、尚清王代のキミテズリ祭祀の詞書をもつキミカナシのオモロが含まれているのは、初期のこの祭祀とキミカナシと呼ばれた者の存在の重要性をものかたるものと思われる。小稿ではとくに、巻二十二の稲祭オモロが歌われる場である、下庫理で行われる官員と王の稲祭において、キミカナシのオモロがうたわれたこと、それにとともに、オモロと「ヒキ」の官員、アオリヤへその他の神との密接な関係も確かめられること、又従来神女説で説明されなかった巻二十二の稲祭のオモロの背景とその実態についても説明できることについて述べる。

本題に入るまえに、オモロの解釈について述べておかねばならないことが多い。たとえば、キミカナシのオモロには、その中に〈世の主〉を詠み込むものが多く、その両者の関係をまずあきらかにしたい。〈世の主〉は、よく知られているように、すでに十五世紀十年代に足利將軍の書簡の宛て名や、また碑文に尚真王の称号としてもみえ、宮古島などの説話にも見いだされるものであるが、まず『お

もろさうし』の〈世の主〉の例について検証したい。

一 キミカナシについての諸説

キミカナシについては従来次のようにいわれている。その主なものをとりあげれば、オモロ研究の基礎を築かれた伊波氏は、「きみがなししまおそてちよわれ」(三三九)などについて、これを〈王〉ととらえ、別のオモロでは〈聞得大君かなし〉、あるいは琉球最高の神女と説明しており、理解は一貫していない。現在はこれを高級神女とみるのが通例である(注3)。

近年の『おもろさうし』研究は、その歌形と記載法についての考察を集中して行い、次のようなことをあきらかにしてきた。『おもろさうし』をふくむ南島歌謡は、共通して対句法に基づくという特徴をもつが、その外形的な特徴は、対句部(叙事部)とハヤシ言葉に源をもつ多彩な反復部という二つの要素をもつことであった。従来オモロの解釈を困難にした要因の一つは、歌謡の記載法が十分に解明されていないことであった。オモロは、節毎(又記号で記される)に、同じ節を繰り返すものであり、これを記載するに当たっては同じ歌詞を重複記載しない傾向がつよいということもあきらかになり、その対句部と反復部の区分けや記載方法の考察によるオモロの分類が進んできた(注4)。

オモロで「キミカナシ按司」と記す例はない。キミカナシ按司という者について記述するのは『女官御双紙』であり、浦添王子朝喬(尚真王第一王子朝満の長男)の三女で、「安波根(阿波根)親方の室」

が、これに当たると同書は記録している。朝喬の三女子については、向姓家譜に、三女あり、と記すのみで名はみえないが(注5)、安波根(阿波根)親方の家譜によって、尚真の曾孫の世代に当り、浦添自の者を割り出すと、キミカナシ按司に該当するのは朝喬との関係を明記しないが阿姓五世守純(二五三―一六〇年)の室が継室ではないかと考えられる。このようにみれば、キミカナシ按司の夫阿姓五世は、一五八六年に父の跡目をついで阿波根地頭になり、後に三司官座敷にまで昇進した者であり、キミカナシ按司は、一六世紀末頃の者であったと見るべきであろう。

一方、キミカナシは、『おもろさうし』所収の嘉靖二八年(一五四九)のキミテズリの百果報事のオモロにうたわれていることからみてその活動時期は、これよりはやいとかがえるのが自然であろう。この点からみても、キミカナシ按司と同一視するのは無理かと思われる。

キミカナシは、キミテズリの百果報事のオモロ、たとえば、「きこゑきみなし さしふおれかわて しよりもりおれわちへ」(七三三)に典型的に表現されているように、サシフに憑依する神格としての性格をもっていたことがわかる。このほかキミカナシの神降りをうたうものに三〇四・三二二などがある。これを王族神女という実在の者として想定すると、これらの状況の説明は困難であると筆者はかんがえる。これは、前稿で私見を詳しくのべたように、アオリヤへ・サスカサ・センキミなどと同様に、久米島出自の、御嶽に祖先神的に祀られた神の憑依をうたうものと筆者はかんがえている。しかし時代的には、尚真王との関係をうたわれていた上記三神との相違点がいくつかある。これらの

問題を念頭に、具体的にオモロを見てゆきたい。

二 下の世の主・按司・按司おそい、として

(一) キミカナシと世の主

キミカナシはつぎのように、オモロをする者として歌われていた。二節でキミカナシを「あかなさいきよ」と言い換えているのは、オモロをするキミカナシに対して我が父なる人と呼びかける下役の者の視点でうたわれたものであることを推測してよいのではなからうか。(反復部と推定される歌詞の頭にRを付す。反復部は二節、即ち又以下でも繰り返す。引用のオモロについては節名を省略。宛漢字は岩波文庫本に拠ることが多い)(注6)。

一 きみかなし おもろせは 世かけは/Rなさいきよか 按司おそう 島うち

又 あかなさいきよ おもろせは 世かけは

(通巻番号三二六)

次の三三二のオモロの大きな問題点は、キミカナシと二節の「下の世の主や按司の又の按司や」との関係である。最新の訳は「キミカナシ神女がお祈りをしたからには、下の世の主按司の又の按司は立派な方である」でありキミカナシ神女と下の世の主・按司(各々を地方領主とする)との関係をうた

ったもの、という解釈である。キミカナシを神女とみることに賛成できないことはさきに述べたが、按司・世の主の従来の解釈についても、その論拠はそれほど確かなものではないといつて言い過ぎではないと思われる。オモロの中でその説明につながる有効な作業が残されているのでここでまずそれを行いたい。

一 きこゑきみかなし/とよむきみかなし/Rかみ下の 大とよみ

又 下の世の主や/按司の又の按司や

(三三二)

結論を先にいえば、この三二六・三三一も、実際にキミカナシという神格が或る者に憑依し、その憑依者をキミカナシという名で呼ぶ例、三三一は、それを二節で「下の世の主や…」と言い換えているもの、つまり「下の世の主」はキミカナシの憑依した者、つまり神の代理人とかがえる。三三一の世の主を上記のように理解してよいかどうかを検証するために、次に「おもろさうし」の世の主の例について先にみてゆく。

(二) オモロの〈世の主〉について

オモロにあらわれた「世の主」については、按司・按司おそい・テダとという称呼との関係がどのようなものであるかがとくに問題になると思われる(注7)。

オモロは、世の主をどの様な存在としてうたうか、それを分かりやすくするために、まず、(1)主に

一節目の歌いだしに「世の主」があり、「世の主」の行動をうたうものとしてすでに従来解釈のほぼ定まっているものを取りあげる。つきに(2)で、さきにあげた三三二にみるように、主に二節目に「世の主」があり、従来解釈のわかるもの、とにわけてみてゆく(傍線は筆者)。

(1) 一節に「世の主」のうたわれるオモロ

* 一 北谷の世の主 おさはつるぎ 差しよわちへ／Rさしやり ふさいよわちへ

又 そそへのつかい おさは (一一〇九)

* 一 北谷におわる うらの世の主の／兄者よ めつらかて

(中略)

又 大みきはつくて 酒倉はたてて(以下略) (一一〇五)

* 一 北谷の世の主 あかひやしうたは／R世添わて ちよわれ

又 そそへのつかい あかひやしうたは (一一〇八)

これらは、「世の主」が、「おさはつるぎ」を差し、「酒倉」をつくることに携わり、「まさりきよはなしよわれ」、つまり、「まさりきよ」という者を「なす(生む)」という生命にかかわることを行う者という奇妙な内容である。「北谷の世の主 あかひやしうたは」とあるのは、世の主が、オモロを

歌う際に拍子を用いることであり、恐らくは楽器「拍子」を「我が拍子」と呼ぶ者たちが、世の主に向かって、「世添わてちよわれ」とよびかけるオモロであろう。

次の越来世の主も、「ふうくに打ちよせる鼓」をもつ者であり(八二)、「鷺の嶺」に居て、東海によせる波をみるという国見の行爲をする者(七九・八〇)でもある。一方で、「上下の見物する御倉」をけらへ(二〇〇二)、「つくせ」(貢物)を寄せる(集める意であろう)ことにも関係していることがわかる。六股は稲束をいれる倉であらう(注8)。

* 一 越来世の主の 鼓のあちなりかなし／Rふうくに打ちよせれ

又 あかる世の主の (八二)

* 一 越来世の主の 鷺の嶺ちよわちへ／R今からと 越来は いみきや まさる

又 あかる世の主の 古謝ひらちよわちへ (七九)

* 一 越来世の主の 鷺の嶺ちよわちへ／R東の海みよれば白波や かなり襲うやに… (八〇)

* 一 越来世の主の こちやおりつちに 六股はけらへて／Rかみしもの見物する御倉

又 あかる世の主の (二〇〇二)

* 一 越来世の主の／Rわかつかさ てるひおのかなか つくせとよりよる

又 あかる世の主の (八一)

つぎの二三四は、真壁(島尻郡)に在る世の主は、「百島を撃つて、とどやけれ」とうたわれてい

る。「とどやけれ」は、平和にせよ、の意であるという(注9)。「那覇みなと 橋わたちへ 道わたちへ」又「那覇わたて」の、「わたて」は、陸路をとらずに、那覇港へ船でゆくことをうたっているであろう。「まかび人 ゑらびよわちへ」の「えらぶ」(選ぶ)は、島を討つために、神意を計って、真壁の掟(マカビヒトの対語)をふくめて兵士たちを選ぶことを歌うのだと思われる。

*一 まかびおわる 根国おわる世の主/R百島 島討ちちへ とどやけれ

又 まかび人 ゑらひよわちへ

又 おきて ゑらひよわちへ

又 那覇港 橋渡ちへ みちへ渡ちへ

又 那覇 渡て いなそ嶺 よどしよわ

(一三五四)

つぎの、一三三三二によれば、島尻郡摩文仁村米須の石原には、世の主の造ったグスク(城)があり、「いくさよせるまし」とあるところからみれば、世の主は戦にそなえて、城の造営にかかわる者であると推測してよいであろう。世の主は二節目にあるが、くすくを「けらへ」た者とみる読み方は動かない。これは、一三三三三のいしやら世の主とおそらく同一人であり、これが「よたましきやおもろ」と対語であること、その内容からみても、後述の八巻のおもろ歌唱者のうたと同形であり、また、越来世の主・北谷世の主と共通する性格がうたわれていることに注目したい。

*一 いしやらたうくすく ゆかるたうくすく/R神てたの まふりゆわるくすく

又 いしやら世の主の けらへたる御くすく

又 いくさ よせるまし かたきよせるまし

(一三三三)

*一 よたましきやおもろ 御顔かなしけ/R末なかく世 もちよわれ

又 いしやら世の主の まもん 世の主の

(一三三三)(注10)

このほか、この世の主にも、「初の子はなしよわちへ」(初の子を産み給い)、「まさりきよはなしよわれ」という内容のオモロがあり(五九〇・一一〇六)、へ使いとしてもうたわれる(二六九・一一〇九既出)。九九五の「殿かよい」も、使いのためであろう。

*一 新垣におわる まもの世の主のまもん

又 よさの子はなしよわちへ 初の子はなしよわちへ

又 十百人のいくさ 八百人のいくさ

(五九〇)

*一 西の世の主 大嶺のつかい/Rあまゑて かがちよわれ

又 けおのよかるひに

又 けおのきやきやろ日に

(一三六九)

*一 米須世の主の まぶに殿通い うらきらしや 拝て かかおらに…

(九九五)

*1 永良部世の主の ゑらておちやる みちやふれ/Rみちやふれや 世の主ちよ 待ちよる
又 はなれ世の主の

又 金鞍かけて 与和泊降れて

(九三六)

*1 永良部世の主の 御うね橋しよわちへ/R永良部島なちやる
又 はなれ世の主の

(九三五)

九三五は、永良部世の主が船橋をかけ、島をなした(未詳)ことをうたうもの。九三六にはみちやふれ(馬の群れ)や「のさあくか」(未詳、アツカは赤頭か)をえらぶ、とうたわれているところからみて、世の主には、馬や人を選ぶという役割があったことがわかる。おそらく呪術的行為として(選ぶ)ことが行われるのであろう。九三六は、世の主が金鞍をかけた馬に乗って、与和泊に降りてくる、というものである。

以上をまとめると、

① 北谷の世の主・越来世の主は、ともにオモロ歌唱の拍子や鼓にかかわり、② 倉の建築にも携わる。③ 越来世の主には、国見的行为がみられ、④ 選ぶ・寄せるなど、呪術的な行為をし(八一)、御拝する者(九九五)である。越来世の主には、「ツクセ(貢物)どより寄る」というオモロもある(後述)。⑤ 使いをする者であること。たとえば 西の世の主は、(大嶺のつかい)であり(二三六九)、北谷の世の主の対語は、(そそへのつかい)である(二一〇八・一一〇九)。「米須世の主のまぶに殿通

い、拜でかかおらに」についていえば、まぶに殿に通うのは、御拝のためであることがわかる。一一〇八によれば、使いが拍子を打つ、というのであるから、ある場所に向いて、オモロをうたうことがあったと推測される。⑥ 剣を身につける者(二一〇九)。⑦ テダと呼ばれる者。一〇九三は「たなはるのてだ」と「下の世の主」、一一〇六は「にしの世の主」と「北谷のテダ」が対語になる。⑧ 馬(みちやふれ)とのかかわり 馬を選び乗る者(九三六)。⑨ 神酒を捧げられる者(金武の世の主、後述)。⑩ 子を成す性格。「世の主のまさりきよはなしよわちへ」(二一〇六)、の内容は不明であるが、同じくヒトを「生む」ことをよびかけられるのは五九〇。新垣の世の主は、「初の子はなしよわちへ」とよびかけられるが、次節には「十百人のいくさ」とあり、初の子とはイクサ(兵士)のことを指すと推測される。⑪ 戦の主導者。一三五四にみるように真嘉比の世の主は、「百島討つてとどやけれ」とあり戦の主導者とみなされていたことがわかる。

(2) 主に二節に「世の主」にあるオモロと、(1)との比較と考察

次に、二節あるいはそれ以下に、「下の世の主や按司の又の按司や」など、「世の主」をふくむ句のあるものについてかんがえる。このかたちのオモロは主に巻八のものであり、一節の歌い出しに、オモロナアガリ・アカインコの行為をうたう、というものである。オモロナアガリ・アカインコなど

オモロ歌唱者については、すでにそのおおよそを述べたけれども(注11)、世の主の性格を明らかにし、キミカナシとの比較するために、簡略にその性格を分類し「世の主」と同じ順に簡条書きにする。

① おもろ歌唱者。〈拍子の槌〉や〈鼓〉を用いて、音取りをする者。

オモロ歌唱は複数の者達で行い、音取をするのが勢頭の階層であった。〈おもろねあがり〉という名称をもつことから、これらは音取りと認められている。次の四一―にみるように、オモロをたてまつることを、従の者達からよびかける内容のものがある。「おもろねあがりや／おもろ種 乞やへら〔四〇四〕、は二節の歌詞をふくめて同形である。

一 おもろねあがりや せるむねあがりや／Rおもろよみおやせ せるむよみおやせ

又 下の世の主や あちの又のあちや

(四二二)

ほかに四四〇・四四一・四五三・四五七・四六五・四六九、もオモロ歌唱にかかわるものである。

② 御殿・くすくとのかゝわり。

次にあげるのは、くすくや、「上下とよむ」御殿の建造にかかわるもの。

* 一 あかのおまつきや／R世かはら寄せ 御くすくけらへ

又 ねはのおまつきや

(四三九)

* 一 あかいんこか／Rかみしもとよむ おやもいみ御殿 けらへ

又 ねはいんこが かみしも

(四六一)

③ 国見をする者。

「おもろねあがりや 樋川坂ちよわちへ 慶良間よ 御まきりしよわちへ」

(四一五)

④ トキを取りケを合わせる者。

又、鼓を打ち鳥を寄せる呪力を持ち、カナイ(貢納品)を寄せることを期待される者。タニル(ニルヤ)から来たヨタ(ユタ)(四五四)としてうたわれる。

* 「おもろねやかりきや／時とたる まさしや おふれ 世添わてちよわれ：／又 京のうちぬき丸が 時とたるまさしや／又 くすくくすく 時とたる／又 御殿 二御殿時とたる」(三九四)、
* 「おもろねあがりや／おにくすく気やわせ…」(四二四)

アカノコには、「島はうちよせれ」と呼びかけるものがある(四五五)。ヨセルの用例からみて、これはカマヘ(貢納之事)「混効験集」を寄せる(集める)ことにかかわるオモロと思われる(注12)。つぎの一三四五は、東西から貢(かない)を寄せることを期待される世の主をうたい、一三四三は、すさへし(すさへしきやおもろ)に同じ)に對して、カナイを寄せることを、さらにつよく、かきよせれ打ち寄せれ(命令形)、と呼びかけるものである。

* 一 やまきにやか すさへしきやおもろ／R西かない寄せて 又よくまさる 東かない
まへ寄せて ちよわれ

又 福地おわる 根国おわる 世の主

(一三四五)

*一 やまきし すぎべし／R打ち寄せれ かきよせれ
又 かねくすく わかおやくに (一三四三)

次の、「かまゑ寄せかきつるき」は「カマへ寄せ掻き劍」の意ではないか、とかんがえられる(後述)。カナイをかき寄せて按司おそいにみおやせ(五九七)、というものもある。ネアガリにも、「貢(かまゑ)はやくいちへおきもにしなわに」(四一〇)(注13)いうオモロがあり、貢納にかかわりがあることがわかる。四四六も、劍の形容して「寄せかき」とあるわけであり、劍がカマへをよせる呪具としての意味をもっていたと推測される。

*一 あかのおゑつきや／R人のうらにあつる かまゑ寄せ かきつるき
又 ねはのおゑつきや

又 下の世の主の 按司の又の按司や (四四六)

*一 ねやりきやおもろ／R貢はやくいちへ おきもにしなわに

又 下の世の主や 按司の又の按司や (四一〇)

⑤ 使いとなる者。

*一 おもろねやりや せるむねやりや／くになかのしよりもりくすくかち
はやく御みつかい おかて かかおらに

又 ほへん世の主や こめす殿かゆい(以下略) (四〇九)

*一 あかわりきやおもろ／くちまさしやあもの／十百年おがてかかおらに…(二五三)

これはおもろねあがりか首里もりへ、使い(使者)「沖繩古語大辞典」として拝みにゆく、というものであろう(注14)。また次の四七一をみれば、アカノオエツキは、首里から浦添の沢岬に百度通う(使い)であり、タクシタラナツケは、クニ・コオリ・ウラの数だけ使いをする者、つまり、多くの国や浦に使いをする者であったと推測される(二〇五九)。ほへん世の主・こめす殿、はネアガリが官役として出向いた先の呼び名であろうか。

*一 あかのおゑつきや ねはのおゑつきや／Rけおしゆるつかい ももとのつかい
又 たくしのねくに たくしのまくに (四七一)

*一 たくしたらなつけ／国 こおりうらのかす とよまちへつかい
又 よかるたらなつけ (二〇五九)

「ねあがりぎやすとくに(外の国)行ちやこと…／又ねあがりよ 笑てるいちやる」(四三〇)とあるのは、ネアガリが他所に、機嫌良くにこやかにでかけることをうたっているものと思われる。「おもろねあがりぎや欲へわちへからは今どいみきやまさる…」(三九三)というのも、ネアガリが機嫌のよいことを期待される者であったことを示している。後述するように、この逆の場合、機嫌が悪く立腹すると、呪言を口にする者でもあったから、常に機嫌顔であることを期待される者であったのであ

ろう。「あかのこが、大里行ちへ／大里の思い出ちへてた／…／又しろ積い 枿見ちやる」(四三七)も、苗代田の行事のために、大里に出向きへみることをうたっていることとみてよいであろう。次も使いたった者についてうたうものであろう。

*一 てくらのたうし…／R…みつめてた あくちよ 歎い

又 てくらのみやに あかるいのみやに

又 わかてたよ つかい／世の主よ つかい

(二一六五)

*一 大きくおわる 世かけにせ按司の／Rみちやつれかみもの

又 くにねおわる

又 いとかすつかい…

(二一三三)

*「…按司はつかい ちやらはつかい」

(二一三六七)

*「いとかすてた按司おそい…／けよのよかる日に…／又うらさきにつかい…」

(二二四六)

このように、世の主・按司・てだ按司おそい、と呼ばれる者が使いたったことをうたっていることがわかる。

⑥ 刀を持つ者。

『由来記』御唄の項によれば、御唄の場では、担当の親雲上役は鍔刀を、勢頭部役は長刀を持つことになっていた(注15)。これは一八世紀のこととして記されているのであるが、ネアガリやアカノコ

が、次のように、へかねもちのみこしへやへてたみこしへを差すとうたうのは、彼らと刀とのむすびつきが早い時期からのものであったことを示していると思われる。

*一 おもろねやかりや せるむねやかりや／Rかねもちのみこし差しやりふさよわちへ

又 下の世の主の 按司の又の按司

(四〇七)

*一 あかの子か かねのてたみこし／R差しよわやり 世添わる御腰

又 ねはの子か かねのてたみこし

(四六七)

歌唄者が刀をさすのは、単なるその場の装束としてではなかったことが、次の「そほらのつるぎみちやる」の句にみられる。ネアガリが城内の坂(の上)から、慶良間島をへまぎる(凝視すること)に固見の意味があったように、剣をへみる(こと)にも、呪術的な意味があったのであろう。

*一 おもろねやかりや／Rそほらのつるぎ みちやる

又 下の世の主の 按司の又の按司の

(四三三)

つぎの四二〇は、治金丸(尚真王時代に宮古から服属の印として王府に献上されたもの)についてうたっている。

*一 おもろねやかりや 今と世はまさる／てかね丸 鳥かねてきより

又 せるむねやかりや

又 下の世の主や

(四二〇)

⑦ テダとして、あるいは永遠の命を持つ者として称えられる者。

アカノオエツキ・ネアガリは、昇り照りがかくテダのような御顔を「見欲しや」(四四二)、「島世のあらきやめちよわれ」(四七三)、「十百歳すちよわれ」(四七四・四一八)、「上下の人ひちめてた」(四六〇)、「悪いとてた」(四七二)などとたたえられる者であった。称えるのはその下役、下司たちやそれ以下の下層の者たちであったと思われる。

*一 あかのおゑつきや ねはいんおゑつきや/R照りいちゑやり ちよわれ

又 下の世の主や 按司の又の按司や

(四六一)

その永続する命を、わけてだにたてまつれ、とうたわれるのは(四四五)、テダという特別な存在であったからであろう。オモロでは、テダを英祖王の対語として用いる例、「てだがすえ英祖王の末」を歌唱者の修飾句とする場合も多い。英祖王との系譜上のつながりにおいて、テダと呼ばれたのである。

*一 あかのおゑつきや/R百歳のち わかてたにみおやせ

又 下の世の主の 按司の又の按司や

(四四五)

これを称賛する者(下司真人その他)とは、つぎの四一三などにみられる、ヒキの下役であったとおもわれる。

*一 おもろねやかりや うとたるみやかり/Rこくらの下司真人 いけて 名かりよわちへ

又 下の世の主や 按司の又の按司や

(四一三)

「おもろねあがりや …/下司のうれしかなしてた」(四二二)、などとあるのは、下司たちとのあいだに、主従関係と同時に人格的な親密さのあったことを推測させる。四一四・四一七も同様であり、四七二の、エイトはエトで労働歌のこと。エイトテダとは「エト謡いの王」の意(岩波本頭注)である。

⑧ 馬とのかかり。

*「おもろねやかりや…/R島討ちのりかなし/又 下の世の主の 按司の又の按司の

又 のりかなしのりよわちへ きしやはくち ひきやちへ」

(四三五)

⑨ 神酒(を注ぐ者あるいは注がれる者)

*「あかのおゑつきや しけち 真神酒盛りや 十百年 若てたはやせ…」

(四四八)

⑩ 綱にかかわるもの。

おもろねあがりに、「精の綱麗し 乞やり打ちやべら」、「打ちましょう」と呼びかけるものである。

『由来記』によれば、御唄(オモロ)の場の一つである、渡唐船の綱作りの場にかかわるものと思われる。

*一 おもろねやかりや せるむねやかりや/R精の綱麗し 乞やり 打ちやへら

又 下の世の主や 按司の又の按司

(四〇二)

- ① 戦にかかわるもの。四三五。
- ② 生命にかかわる者。「あかのおゑつきや 百歳命わかつてだにみおやせ」 (四四五・四五六)
- ③ 船とのかゝわり。四五七・四六四。
- ④ 大君と関係を結ぶ者。二六三・二八五・二八六。

まとめ―オモロにみる「世の主」と歌唱者―

(1)でみた世の主は刀をさし、オモロ歌唱をし、倉の建造にかかわり、呪術師的性格をもち、貢納や島を一つにまとめることにかかわり、使いとしての職務をもつことなど、その性格は歌唱者にきわめて類似すること、それをオモロ自体がはっきりうたっていることが明らかになった。従つて従来、世の主に伺候してそれを寿ぐ歌唱者という、両者間の主従の関係を想定するのは無理であつたということになる。

(2)では、一節で、歌唱者をうたい、二節以下に「下の世の主、按司の又の按司や」、とあるものが多数を占めた。この「世の主」も、(1)でみたことから明らかのように世の主と歌唱者は同等の者であり、歌唱者を言い換えた句とみるべきであらう。

以上のようにみると、仲原説を引き継ぐ現在の通説的な解釈が行つてきた、巻八の歌い出しについて、一部のおもろについてのみ歌詞を補つて、一貫性を欠く解釈を行う根拠のないこと、それが正し

い解釈ではないことを歌詞の内容そのものが語っている、といえよう(注16)。この、五・八巻のオモロに關して言えば、最初に伊波氏のおこなつていた自然な読み進め方が正しいことが、オモロの内容の面から確認出来たと思う。

一五・六世紀の、世の主や按司と呼ばれた者たちの王府での活動の実態について、オモロに沿つてその性格について述べてきたが、はじめにあげたキミカナシのオモロも、これと同じかたちをもつものであり、これについてはあとで比較検討したい。

(三) オモロ以外の「世の主」

琉球往復文書やその関連史料には、よく知られた足利將軍の文書、応永二十一年(二四一四)のほかに「世の主」という称呼が数例見いだされる(注17)。琉球国内の史料としては、「百浦添之欄干之銘(一五〇九、尚真三三年)」の冒頭に、「臣謹奏中山世主尚真王言」とあり、又、國王頌德碑(石門之東之碑文、一五二年)では、「昔年舜天英祖察度三代以後其余世主雖遷化不用同行」と記している。

以上のような琉球国王の称号と思われるものとは異なる「世の主」の例が、説話・御嶽の伝承や歌謡にも見られる。これらとオモロの世の主はどのように関連するのであろうか。

さきに、久米島儀間村イシキナハ城御嶽のイベ名として「久米の世の主がなし 大てだかなし」(「仲里日記」「具志川日記」とあるのは久米島のイシキナハ按司のことと推測したが、宮古島において

も、〈世の主〉は御嶽に祀られる神名（イベ名）としてみいだされる。

(1) 宮古島とその周辺の世の主

たとえば、『由来記』巻二十は、宮古島赤崎御嶽の男神であり下地四ヶ村が崇敬する神「大世主豊ミヤ」について、「往昔、右神、赤崎山に顕れ世のため神とならせたまひたるとなり」と記している。また、同じく川峰御嶽の男女神は「世ノ主カネ・金メカ」であり、「諸立願に付、野崎・松原二ヶ村崇敬する事」とある。又、同書に記載はないが、宮古島『雍正旧記』（注18）に、尻間御嶽の「尻間御嶽男神ちやこむ兼大世主豊見親」がみえる。これも御嶽の神名と思われる。同書によれば、ここは「天神の跡を垂給ふ所」であり、神代には、十月に天神があらわれて、親類の不和や、先祖祭を怠ることなどがあると、神剣の戒めがあると教えた、という由来をもつお嶽であるという。

トウクルフン（所踏み）には、「神の主世の主」の対語がみられ、狩俣・池間のピヤーシには、世の主の例が多数みえる。ピヤーシの「大世主てだ世主」は、五穀豊稔の神、といわれているが、イビの区域（御嶽の聖域）の神とみてよいと思われる（注19）。狩俣の四元（元＝根屋）のうち三元のピヤーシに同じ称呼「大世主てだ世主」があるところからかんがえれば三元がともに信仰する神だったのである。

宮古と多良間には又、つぎのような世の主に関連する説話がある。

一つは、宮古の兼久世主と結婚した久米島の按司の女とその兄の話で、船立御嶽の由来話にもなっており、『御嶽由来記』『由来記』（巻二〇、船立御嶽）と『遺老説伝』にもみえるものである（七一話）。『由来記』の説話は『御嶽由来記』がもとになっており、粗筋は次のようである。兄嫁の讒言により父按司に追放された女とその兄が漂流した先が宮古島瀬水であった。二人は、御嶽を拝したのち船立の地で暮らすようになり、女は兼久世主とむすばれ、その子の代には父の按司に許されて久米島から鉄を得て農器をつくり百姓をたすけ、村人の生活を豊かにした。世間はこの兄妹の死後もその恩沢を忘れず、その遺骨を船立山に納め、一社の神と崇めた、というものである（注20）。

狩俣の次のような近年採録の伝承もこの話と元は同じであろう。すなわち、久米島から兄妹が勘当され島流しにされたが、これを不憫に思う母親がもたせた五穀の種で農業をはじめた。やがて豊作になり、二人はユーナ主として崇められ、五穀の神として祀られたというものである（『沖繩民俗』一二、昭和四二年）。この「ユーナ主」とは世の主であり、さきにあげた狩俣の神歌の世の主と重なるものであろう。

次の『由来記』と『遺老説伝』にみえる多良間島のはなしは、伝承の混乱があり、両話の筋立てがことなる。尚真王時代の同島には、一五〇〇年の八重山征伐や一五二二年の鬼虎征伐の追討軍に加わった功績で、島主となり豊見親の称号を得た土原豊見親（シタバルとよみおや）という者がいた（『沖繩

百科事典)。この二度の征伐と、それに加わったのが土原豊見親なのか、その孫かで伝承に混乱を生じているらしい。

話の詳細は省略するが、ここで指摘したいのは、一つはこれらが仏神信仰あつい按司と世の主の妻となった娘、八重山征伐の際に宮古のナカソネ豊見親に忠義をつくした上原大殿、運城・泊嶽の御嶽の神によく守られて戦いに勝利するその孫、という特徴をもつ世の主・按司・大殿一族の組合わせによる説話であることと、もう一つは、世ノ主は「世のために示現したお嶽の神」あるいは「五穀の神」として村民の生活向上に寄与した神として伝えられていること、さらにそれは外来的な性格をもつ傾向がみられる、ということである(注21)。

(2) 永良部世の主の時代背景

「永良部世の主の選ておちやる みちやふれ／みちやふれや 世の主ちよまぢよる／又 金鞍かけて 与和泊降れて」(九三六)のうたう、馬の群れの待つ世の主とはどのような者だったのであろうか。永良部島の世の主についての史料としては、「世之主出緒書」がよく知られている。これは、同書によれば平安統が嘉永三年(一八五〇)に、先祖からの申し伝えを記録したものである。その内容は、

① 世の主(真松千代王子)は、北山王今帰仁城主の次男。世の主の妻は、中山王の女であること。

② 世ノ主は沖永良部を領する者であり、当地の百と言う者の勧めにより、後蘭孫八に築城を命じたこと、などである(注22)。

永良部島をふくむ大島地方は、英祖王時代すでに王府との間に入貢関係があり(「中山世鑑」)、按司の位一人が渡海在島して大島全島を支配したとも云われている(注23)。

さて、大正時代に書かれた「維新前における沖永良部島シニグ祭の内容」という論考は、この「世之主出緒書」より百年以上前に記録された、世の主関連の史料を引用して、明治時代まで存続したシニグ祭りについて記述している。その史料とは、正徳元年(一七二二)に、沖永良部島與人平安山・与論島與人ほか五人の連名で国元(島津藩)に提出した書留書類(以下「平安山文書」と略記)であるという(注24)。

その「平安山文書」は、次のように記しているという。

- ① 永良部の世の主は、琉球に渡った「のろ米」(ノロクモイ)と国王との間に生まれた子であり、成人して同島に渡り、内城へ城を建て世の主と称したこと、
- ② ノロクモイの代合に際しては、琉球にわたり朱書御印判が下されたこと、
- ③ 「御付人外役々の儀琉球に準へ召し建られ、夫々官位に応じ金銀の髪差、朝衣大帯等差用仕申」されたこと、

④ 在世の時は三年に一度、島中巡視があり、村役は、白・黒・赤の鉢巻、木綿白地の胴衣袴着で

迎えたこと。それがシニグ祭であると伝えられていること、などである。

②③は、ノロや役人が御印判(辞令書)により任じられた一六世紀以降のことについて述べ、④もその当時の祭りのことを述べているものと思われる。

以上をまとめると、一四〇〇年代に永良部に按司あるいは世の主の在島した可能性はあるがいずれも王府からの外来者のな者であったと思われる。オモロのうたう永良部世の主も、年代は不明ながら外来者のな者であり、その築城に貢献した後蘭孫八(平安統は日本人であろうと注記)とふかい関係のある者であることも推測できる。

冒頭の九三六の永良部世の主についていえば、伊波氏の指摘されたように、知花按司のオモロの乗馬姿を連想させるものがあり(後述)、又「平安山文書」の記述する、シニグ祭りと関連するオモロであることを推測させるものである。シニグ(刈り入れ祭後の豊年祭)の前には、「維新前における沖永良部島シニグ祭の内容」によれば、「御使」が行われたという。「御使」となる百(百戸から上納をとる役の者)は馬に乗り白衣をつけて、祭りの日取を与人などに知らせることを役割としていたという。これらのことからかんがえたと九三六は、幾頭かのなかから「金鞍」をつける馬を選び、島を巡視する世の主をうたうものではなからうか。

この島の世の主は、本島の王家の血筋を引くことを主張する点で、久米島のイシキナハ按司一族の伝承と共通点がある。又、イシキナハ按司とその子二按司の伝承がそうであったように、城立てにあ

たって按司や世の主よりもその協力者についてより多くを語る点も似ている。築城する場所の選択の際に、在地の者、永良部でいえば、百や孫八、久米島でいえば、イシキナハ按司の子、仲里按司の築城の際の堂の大やの働きなどに、共通点が多い。この島の史料に記録された、世の主の巡行、その使いが稲刈り入れ後のシニグ祭のものであることは、小稿でとりあげているオモロの解釈に非常に参考になる。

(四) 従来の「おもろ歌人論」について

以上、世の主についてのべてきたが、これにかかわる問題として近年の「おもろ歌人論」(注25)について筆者の考えをまとめておきたい。従来の歌人論は、簡単にいえば、① 尚真王以前の地方にすでに、世の主や按司とよばれる領主的な支配者がおり、② これらの世の主などに奉仕して各地を漂泊するアカノオエツキなどのオモロ歌唱者が存在し、『おもろさうし』がそれをうたっているとかんがえる説である。

小稿の結論は、今迄述べてきたように、②は、オモロにおいては確かめられないことであり、アカノオエツキなどのオモロ歌唱者の活動は、ヒキに属する者として、ヒキ成立後、つまり尚真王時代以降とかんがえるということであった。

①は、いうまでもなく筆者の力を越える問題であるが、小稿で見た限りにおいては、オモロのなか

では、述べてきたように、官員としての按司、その別称としての世の主であり、米倉をたて、オモロをうたい、呪術的な力でカナイを寄せ、使いとなる者としてうたわれていた。ここでとりあげてきた、歌唱者との関係をうたうオモロのなかで言えば、①②の想定には無理があった、とかがえられる。次にこれらの従来の説の中で、尙真以前の歌人としてあげられている二三の人物について少し述べておきたい。

金武の世の主については「おもろこたらつか百歳御みしやく差しよわは/Rやくめさよ 御神酒のかす/又金武の世の主に、百歳御みしやく(一一七五)とあり、この例はさききのべたように、二節目には、「金武の世の主に」とあり、世の主におもろコトラツが「百歳御みしやく」を注ぐことをうたうものであり、これまでとりあげてきた多くの歌唱者のオモロとは相違がある。この相違は、コトラツと言う者が、オモロをうたう複数の者のなかで特に下層に属する者であったからではないかと推測される。推測の理由は、オモロのなかで、コトラ・コトラツは、按司の馬引き(九八六、後述)あるいは船の細工人(四九九)の名として、みえるからである。オモロコトラツは、馬引きをするようなヒキの下層の者であったのだろう(下馬碑文によれば、按司・下司ともに騎乗を許される官員であったから、馬引きはさらに下層の人であったことになる)。『由来記』によって考えれば、初期のヘヒキは、しだいに分岐して「御唄役」や「時の大屋子」は別役として半独立していったと思われる。しかしながらその内部に複雑な主従関係のあることは変わらなかったことが、『由来記』巻二、官爵列品、当役の項等に

に記録されている。

へよたましがおもろは、久米島出自の一神にかかわる歌唱者であると考えられることは前稿で述べた通りである(注26)。久米島では、真謝村黒石御嶽のイベ名であり、仲里城御嶽にも祀られる。そしてオモロでは「石原世の主」ともよばれる者である。これらも、ヒキ制度成立後のオモロと筆者は推測する。

従来、このいわゆる(漂泊する歌人)の説話として知られているものがいくつか紹介されている。その一つに、アカノコと、種取りの禁忌の由来を説いたものがあり、それによれば、浦添間切中間村の村人が子丑の日に稲種を取らない理由は次のようであった。昔から種取りの日は、人に宿を貸さないことになっていたので、来訪して宿を乞うたアカノコを村人は泊めなかった。するとアカノコは、腹をたてて「この村は子丑の日に種をとると、鳥が食いつくすべし」と呪言し、実際にその通りになった。以来この日に種取りをしないことにした、というものである。アカノコについては、オモロに「大里に行つて、苗代田をみる」(四三七)者として、あるいは、沢岬(浦添)に度々使いとなつて行く者としてうたわれていることはさきに述べた通りである。又、ネヤガリは「外国」に行く者としてうたわれている(四三〇)「口まさしやあもの」(的申する予言をする者)といわれた歌唱者(二五三)外多数が一方では、呪言をする者として畏怖された存在であったことは十分に推測されることである。オモロとは別の場でもこのような性格が種取りという重要な農業儀礼にか、わる説話として伝承され

てきたことを示すものでありきわめて重要なことだと考える。先に二の(二)の(2)で述べたように、オモロ歌唱者が常に機嫌顔でいることを期待されたのは、時としておこなわれるこのような呪言を恐れられる者だったからではなかったかと思われる。ここには、浦添に、使いとして通ったヒキの者は、地域にとつては外来者であり異人的な存在であるにもかゝらず、ある権威をもって、呪言をする者として畏怖の対象であったことを読み取ることができるよう思う。「漂泊する歌人」とみることに賛成できない(注27)。

三 『おもろさうし』と久米島史料のキミカナシ

(一) 久米島のキミカナシ

前稿で述べたように、十五世紀頃、本島の英祖王(オモロでは英祖にや)の系統を引く者として、イシキナハ按司が久米島に移り住み、その子三按司とともに同島を全島の支配し、のちに尚真王により討伐されたという伝承は史実であり、討伐された按司とそれに従う下役は、王府で「ヒキ」に属する官員として重要な役割をはたしたと推測される。オモロ歌唱もそのヒキの多くの職務のうちの一つであったとかんがえる。これらの者の祖神的存在としてアフリヤヘ・サスカサ・センキミなどは王府オモロにうたわれると同時に久米島のイベ名(神名)としても記録されていると推測されるのである

(注28)。

キミカナシも又イシキナハ御嶽に祀られたイベ名であり、王府オモロにもうたわれる。キミカナシについて『仲里旧記』(三〇頁)は、次のように記録する。

森城いしきは島始まきよ始 くめのよのぬしかなし大てたかなし あふらいさすかさかなし
ちいすのきみかなしとよむすのきみかなししたかくかなし

この「ちいすのきみかなしとよむすのきみかなし」は、スノキミ(センキミ)とキミカナシはかつて同一神であったことを示すものではないかと筆者はかんがえている。同島で一神の名であったアオリヤハサスカサが、オモロでは二神に分かれたことを前稿で述べたが(注26拙稿)、この場合と同様にスノキミカナシからキミカナシへと分かれたのではなからうか。このようにかんがえるのは、オモロにうたわれるセンキミとキミカナシに、共通する性格が多いからである。この点については、後述する。

『仲里旧記』ではキミカナシは次のように記されている。

- ① 大雨乞いの時の宇根ノロの火神の前へのオタカベ。オシワキのオヤノロがアカグチに唱えるもの。
「……ぢるや大つかさかなや大つかさ 天のみやに雨のみやに 雨あげてたまふれ……あまのきみかなし
しでこのきみかなし 御せちあはせめしよわちへ 御げをあはせめしよわちへ 雨おろちへたまふれ……田敷にたまふれ……あばす風乞ぬ……雨よねと乞ろ……いしきよらが御よゑ……いし実いろ御よゑ」

とあり、キミカナシが稲田に雨を降らせることに深くかかわっていることがわかる。

② 島尻村比嘉御嶽の神名「…よきら嶽之すのみみかなしとよむきみかなし…」

③ 儀間のろ火之神前御タカベ言。冒頭に、「なよくらくしらわいが、アカグチにおたかべしやへら、」とあり、五の神七の神（御嶽の神）に拝み、イシタウネのキミガナシとこえあわせて；按司おそいかたばる王にせがみとりに雨おろちへたまふれ、と祈るもの。（イシタウネは儀間の聖地）

④ イシタウネ雨乞いのオタカベ。アマノキミカナシその他に、按司おそいか田原里主がみとりに雨おろちへたまふれ、と願うもの。

⑤ イシタウネ雨乞いのオタカベ。唱える対象であるイベ名の一つとして「せんきみかなしとよむきみがなし」をあげている。

センキミについては、堂村ヤケナ御嶽の、イタキヨラ（棚付きの船）にいる神、とくに精高い神として特徴的な神キミヨシ（対語セタカコ、精の高い子の意）の対語としてオモロにみえること、この精高い神キミヨシからセンキミという神格が成立したと推測されることを、前稿で述べた。

キミガナシは、イベ名として島尻・儀間にあり、②⑤にみるようにスノキミ（センキミ）とは対語的な関係にある。又天界にあつては降雨に協力する神であり、主に、火神への雨乞いのオタカベのなかにみえる。祈願の目的は、按司おそい・王にせ・里主の稲田への降雨招来であり、そのために、キミ

カナシはかうじや主やちるや大司と協力して、（天界の）井口をひろくあけて雨をおろちへたまふれ、と祈られたのである。

(二) オモロのキミガナシ

キミカナシは、下の世の主・上下の大とよみ・按司の又の按司、としてうたわれた者、オモロ歌唱をする者と理解するのが正しいことについてはすでにのべた。ここではさらにひろくオモロのなかでどのように、うたわれているかをみてゆく。

キミガナシは、アオリヤへ・サスカサなどと同様に、久米島のオタカベには天界で、主に雨乞い祈願の対象となる神格であることは先に述べた通りである。『おもしろさうし』においても神格としてもうたわれており、一方で、キミカナシとよばれるその憑依者のもつ具体的な職能を示している。主に巻六収載のキミカナシのオモロのなかには、巻二十二所収の、稲穂祭・大祭・キミテズリの祭事のもと重複するものがあり、キミカナシがこれらの王府の主要な祭祀とが深くかかわっていることを示している。

次にそれを簡条書にしてまとめてみる。キミカナシは次のような特徴をもつ。

- ① 歌唱者。既出（三二六）
- ② 御殿の建造。「きこへきみかなし 思うやにけらへ／世のつちちよわれ」（二一九九）とあるように、

「世のつち」御殿の建造にかかわる。

③ 国見の行為をする者。「きこゑきみかなし」のほてみちやるまさり／又 とよむきみかなし…(三三二)

④ 呪術者。「首里もりくすく きみかなしてつて／かみ下 おしやわちへちよわれ」(三三八)など多数。「きこへきみかなし うらの数おそう世は／世のてもち前によせわ」(三〇三)、ほかに、三〇七、三〇八、三一九などもある。

⑤ 使いとなる者。「きみかなし きみの按司すしりゆわめ／かみ下おそてかなわしよわれ／又よきなわ 夏たてば 夏のち神使い」(三二七)。

⑥ 刀を差す者(三二四)(後述)

⑦ 長寿を祈られ讃えられる者。「きこゑきみかなし／十百歳すちよわれ」(三三二)、「きみかなしとももとちよわれ」(三二七)。テダと呼ばれる者。「きこゑきみかなし／Rこれと たにのまてたやれ」(三二四)。

⑧ 馬にかかわるもの。なし。

⑨ 神酒。「きみかなし夏立てば／R夏のち神このみしよわちへ／又 玉みしやく／又たま みねぶ」(三三〇、後述)。

⑩ 繩(糸)をなう者。「きこゑきみかなし／R手持ち繩 ぬへわちへ またまゑらて 寄てこう

貫ちへみおや せ」(三〇二)とあり、手持ち玉用の糸(なわ)を緬い、それを奉ることをうたう。

⑪ 航海に係わる者(三二五・九五九・九六〇)。

⑫ 生成力命とかかわる者。「きこゑきみかなし たにすとよみよわれ けすま 人 すたしやり ちよわれ／又 とよむきみかなし」(三〇五)。

⑬ いくさとの係わり。「きこゑきみかなし／たくたるけすの 撃ちやりさらめ／又 とよむきみかなし／たくたるけすの」(三二四)。他に、三〇四、三二二。

⑭ たからを積む人(カマエが)。「きこへきみかなし とよむきみかなし／Rもしまのたから積てみおやせ／又 きこへあんしおそいや とよむ按司おそいや 夏そこかす みおうねかす おしうけて」(三二五)

又、三二五や三二四のように、キミカナシを按司おそいと呼ぶ例は多数みられる。

さきに述べたように、オモロの描くキミカナシとセンキミの性格には類似点がある。まとめると次のようになる。

① セノキミの「あがなさいきよ按司おそい 根石の天に生へ着くきやめ／又 てたなさいきよ按司添い 真石の天に生へ着くきやめ」(六二四)の表現は「きこゑきみかなし根石真石のあらしきやめちよわれ」(三二六)に近似する。これは、重複オモロ以外にはみえない表現である。② 玉の貫糸に

関するものが両者のオモロに集中している(二四七〇と三〇二) ③「兩者とも」てるかはのおさし」とうたわれている。

一方、その相違点は、センキミは、他のアオリヤへなどと同様に、王府のケオノウチとの結びつきを語られていたが、キミガナシにはそれがみられないことである。センキミは、尚真王との関係をうたわれるが、キミガナシにはない。これは、キミガナシが、さきに述べたように、尚清王の時代に活躍した者であったからであろう。センキミの性格を受け継ぎつつ変容したのが、キミガナシといつてよいであろう。

(三) オモロにみる「按司」

多くの歌唱者とキミカナシのオモロにみられる共通表現「下の世の主や 按司の又の按司や」あるいは「按司おそい」のうち、後者については、従来考えられているよりもひろく使用され、歌唱者の称呼でもあることを前稿で述べた。世の主についても同様のことがいえることは、見てきた通りである。尚真・尚清期を通じて碑文やオモロは按司を単独ではどのように描いているだろうか。

オモロ歌唱者アカノオエツキは「島のよた(ユタ)」(四五四)であり、「上下の人治めてだ」(四六〇)「果報てだ」(四六三)であり、「按司おそい・下の世の主・按司のまたの按司」「保栄武いちへき按司」(三九七)とも呼ばれていたと読むべきことをさきに述べたのであるから、オモロが按司の性格をは

どのように捉えていたかについても、その見通しはたてられるけれども、それを確かめる意味で次に具体的にオモロをみてゆく。

按司は「古琉球では地域の支配者を意味し、近世では琉球王国の政治組織のなかで、王子に次ぐ資格を表す語。それは按司が王子について王に近い血縁者であったからである。尚清王時代の「かたのはなの碑文」(二五四三年)によれば、按司が単なる地域の支配者から、王国の政治組織を構成する役職となっていることをみる事ができる」(注29)といわれている。

三木靖氏は沖縄全域の按司について、徳之島の中世の歴史に関連させながら次のように言われる。沖縄本島社会の発展は独特のかたちをとり、十一世紀末には島内各地にアジと呼ばれる族長的支配者が発生していた、といわれる。しかしながら、その段階規定に有効な、生業の性格、土地所有権の進化状況、分業の展開度を示す史料を全く欠いている。わずかにこの時期の状況を示すものとして提起されているのがアジという称呼である。アジの称呼は、説話などとも結びついて、沖縄文化圏に普遍的にみられるものであるが、本土の文献に典拠をもとめることはできず、文献上の初見は『おもしろさうし』である、と(注30)。氏によれば、オモロの中で按司がどのような存在としてうたわれているかということとは、中世の沖縄の歴史社会の問題としても重要な意味をもつことになる。

小稿では、按司を官員集団ヒキの勢頭階層の別称の一つとしてみるべき事例について述べてきたのであるが、按司に関して具体的にうたう例や碑文などについて少し詳しく述べたい。

「かたのはな碑文」以前にも、崇元寺の前では按司下司ともに下馬せよ、と命じる重要な碑文が建てられている。それは一五二七年（尚清元年）の崇元寺之前東之碑文であり、表は漢文、裏は平仮名で記されていた。「あんしもけすも」の漢訳は「官員人等」である。これからみても、当時、按司は下司とともにすでに王府の官員の名称であり、また、下司も官員として騎乗を許された者であったこともわかる。

ここでとりあげた歌唱者は、さらにこれより二三十年前、十六世紀始め頃には成立していた初期のヒキ役であったと考えられるから、この頃から「按司」は官員の意としてもちいられていたとかがえられる。次の例もまたそのことを示しているとかんがえる。たとえば、日秀上人の建てた護国寺波の上宮をうたう五二七は、「首里くになる按司：／又首里もりちよわる按司おそい／：／又大君をかへて：／又いらはおりあげて：／又かみしもはあとへて／又なみの上はけらへて」とあり、その建立（十六世紀前半）に、按司・按司おそいが先島の人々とともに加わったことをうたうものである。添継御門碑文（一五四六年）にみえるその増設工事も国をあげての土木工事であり、その中心になったのがヒキであったことは、当時の碑文からみて明らかであるから、この五二七の按司も官員としての按司とみるのが自然と思われる。

近世の按司は王子について王家に近い血縁者であった、といわれているが、初期のヒキは、その点に関してはどうなのであろうか。さきに述べたように、「英祖王の末」を標榜するイシキナハ按司とその子の二按司が首里に移り、ヒキに吸収されそのために歌唱者に「英祖にや末」の修飾句が冠せられたと筆者は推測しているが、この場合についていえば、王家の血筋であるテダ（英祖王（にや）の対語）「按司」とが重なっているといえるだろう。

知花の按司は、テダと月を描く鞍をつけた白馬にまたがり、白装束で刀をさす（九八六）とうたわれる者である。これは、すでに指摘のあるように、奄美のユタの呪詞「マレガタレ」の乗馬の描写に酷似している。ユタは成巫儀礼に際して、白衣をつけ、その出自を神に告げる「マレガタレ」を唱えるのだという（注31）。山下氏の引く近年採録の史料①によれば、ここにはテダ神の乗る、天から下った馬がうたわれておりコタラという者が馬を引くのだという。オモロの方は、刀を差して騎乗する按司をうたう点で「マレガタレ」とは異なるが、コタラという馬引の名まで共通することをふくめて、この類似は見逃さすことはできないと思われる。

按司ともよばれる歌唱者は、一方では島のユタともよばれる呪術師的な性格をつよくもつ者であり、神の、憑依者であったであろうこともみてきたのであるが、その実例としてはよく知られた、久米島のキンマモノの神のガサスチャラ（ガサス若按司）への憑依伝承をあげることができる。つまり、按司は憑依する呪術宗教的な性格をもつ者として認められてきたということになろう。このようにみると、知花の按司とユタの「マレガタレ」に共通描写があつてもとくに不思議ではないと思われるのである。

按司は多くの選択肢の中から、船子や船・馬等を「選ぶ」者としてもその呪術師的性格が問われた

者だったのであろう。「按司按司選ぶ御船／神てだのまぶりよわる御船」(八〇四)はこのことをうたうものであり、「伊江の按司がふなやれ」の対句に「按司えらびがふなやれ」(八一五)とあるのは選ぶことを行う伊江の按司の航行をうたうものであろう。

帯刀し騎乗する按司をうたうものについてはさきに述べたが、「あおりくもの按司：討ちちへすもどれ：／又首里おやいくさ：／又百人きりふせて」(五一九)とあるのは、軍いくさに直接ふかくか、わることを示していると思われる。

「使い」となる按司は、馬とともに糸数に使いをする按司をうたう一二二三や一三六七にみえ、「さしきよりやけのもりに、しま寄せる鼓のある按司」(一五三三)とあるのはオモロ歌唱にかかわる者であることをかたっている。

「按司や按司となよら 下司わ下司とこねら」(六九六)は、按司と下司は、「下馬碑」によればともに騎乗を許された「官員」(ヒキ役)ではあったが、同等の者ではなかったことを示すものであろう。七九〇もまた、「按司御船やかかねせひおしたて／又下司御船やぐがのせひおしたて：」としたい、按司と下司の船は、帆柱や帆の材質に区別のある場合のあったことを推測させる。

以上のように按司を単独でうたう場合も、歌唱者やキミカナシと類似した性格がうたわれていること、又下司と対照させてうたうことなどからみて、これらの按司は、ヒキ役(官員)の者として戦を率いる者の一人であつたとかんがえてよいことを示すものであろう。

(四) 首里城下庫理の稲二祭とキミカナシ

卷二十一(みおやだりおもろ・公事のおもろ)は、稲穂祭オモロ九首、同大祭オモロ十二首を収録する。これらの両祭のオモロには、サスカサ・アオリヤへ・センキミ・聞得大君、アマミキヨなどとともに、キミカナシに関するものがふくまれている。

従来沖縄の王府の稲祭といえは、『由来記』や『女官御双紙』に記録される、三平等大アムシラレ主宰の稲祭を指しており、関心もこちらの方に集中している(注32)。しかしこれらの史料によればオモロがここであつたわかれた形跡はない。結論を先にいえば、これらのオモロは、その大アムシラレ主宰の祭事終了後に、官員たちと王によって下庫理で行われた儀式の際にうたわれたものと思われる。

まず下庫理でおこなわれた麦・稲の儀式について具体的に『由来記』卷一、王城公事、によりみてゆく。麦穂祭については、

一月中、自公所撰日、於諸間切根所設席、各ノロ坐シテ、以有祭祀、遊二日也、此日、従真和志・南風原・西原、三箇間切、献麦穂八結、一結拾本、…上祝、以穂及酒、賜於出仕之官員也とあり、三月の大祭には、「当番日番中時、御規式如穂祭也。遊二日」とある。「当番日番中時」とは、当日の番及び番中にあたる人、即ち番にあたるヒキの人々(ヒキは三番に分けられていた)のことであり、これらが麦穂祭の「出仕之官員」にあたることかわかる。場所についての記述はない。

稲穂祭(五月)は、西御殿で、三平等大アムシラレによって行われる儀式の終了後、王が下庫理にて「美御前揃之御規式」が行われた。そこで、御唄があったこと、ついで上記三間切から御内原に稲穂が献じられ、「王入御」のあと神酒が出仕の官員に下されるという次第であったことが記録されている。大祭も同様に行われたという。御唄(オモロ)のうたわれたのは、この下庫理であり、その役割を果たすのは、『由来記』巻二によれば、「御唄」役(主取一、親筆上六、勢頭部六)であった。この役についていえば、初期の尚真王の頃はオモロ歌唱はヒキ役の多くの役割のうちの一つに過ぎなかったであろうことはさきにもみてきた通りであり、歌唱者の多彩な性格や、それと酷似する次の代のキミカナシのオモロにも表れていた。前稿で述べたように、代々御唄勢頭を勤めた漢氏の初代の説話がこのことをはっきり語っていた。

御唄(オモロ)のうたわれたのは、大アムシラレ主宰の祭事においてではなかったことは(注33)。オモロの意義の成立基盤をかんがえるうえで大きな示唆をあたえてくれるものと思われる。

巻二十二のキミカナシ・アオリヤへ・サスカサなどに関するオモロが、ここでうたわれたのは、これらが下庫理の稲祭りを行う官員(ヒキ)たちの祀る神々であったからであり、これはこれまで述べてきた小稿の視点でいえば、きわめて当然のことであり自然なことである。ここにみえる聞得大君は、前稿で述べたようにその多くの対語からみて、これをアオリヤへ・サスカサなど久米島の神格の総称と筆者はかんがえる。その聞得大君とみしま(上記畿内三間切)との関係をうたうオモロの存在によつ

ても、両者がふかく結びついていたことを確認できるのである(拙稿注46参照)。

その稲の祭りであられた主なオモロをとりあげて、具体的にみてゆく。□内は重複オモロの歌

詞。

一 きみかなし 夏たてば / R 夏のちかみ このみしよわちへ

又 わか大里 夏たては

(二五二二三〇、稲穂祭)

(又 玉みしやく / 又 玉みねふ (三三〇))

「夏のちかみこのみ」とはどのような意味であろうか。これは「好む」(『時代別辞典』室町時代編参照)つまり、同類のものの中から選択すること、その意味で、オモロに多用される「選ぶ」と意味領域の重なる語ではないだろうか(注34)。穂祭オモロの冒頭一五〇八は、アマミキヨに穂花を奉るとい内容のものであり、前稿でも述べたように、尚真王時代に創世神話として成立したといわれるアマミキヨ神話にかかわるものであろう。人間の創造神でもあるアマミキヨ(注35)を「夏のちかみ」と表現したのでなかろうか。一節目は、キミカナシよ 夏になったので、命神アマミキヨが(キミカナシを)好まれて、の意と推測する。「夏」は若夏と同様に、四・五月の穂の出る頃の意であり、稲穂祭のアマミキヨとキミカナシをうたったものであろう(注36)。

重複オモロの歌詞「玉みしやく」は御柄杓あるいは御神酒であるとされている、稲穂祭や大祭に、王入御のあと出仕の官員に下される神酒にかかわる一節と推測される。

*一 きこゑきみかなし とよむきみかなし/Rこれとたにのまてたやれ

又 きこへ按司おそいや とよむ按司おそいや

又 つくしちやらはきよわちへ 治金丸さしよわちへ

〔又 たまあしちや ふみよわちへ(三三四)〕

(一五二五〇三四、種大祭)

これは、キミカナシを、真てだ、按司おそいと呼び、宮古から奉獻された治金丸をさし、筑紫ちやらを身につけるといふ、この祭事の主役的役割を果たす者としてうたっているものと考えられる。「筑紫ちやら」を「はきよわちへ」といふのは、一見しては劍の意のようであるが、オモロの用例では「はく」は、玉や玉に類したものを身につけることをいう動詞として用いられており、この「筑紫ちやら」は玉の名とするのが自然ではなからうか(注37)。ここで「真てだ」とよばれたのは、英祖王の末イシキナハ按司の系譜につらなる者としてであらう。

キミカナシの身につけた治金丸に、宮古島服属の印、權威の象徴として意味があることは、その来歴から明らかであるが、意味はそれだけではなかったと筆者はかんがえる。結論をさきにいえば、さきにすこし触れたが、劍にはカマへを寄せる呪術的な力があるとかんがえられていたからではなからうか。さきに述べたように、歌唱者は、カマへにかかわり、「あかのおゑつきや 人のうらにあつる かまゑ よせかきつるき…」(四四六)とうたわれていた。

「よせかきつるき」のツルキは、以下のように解釈できるのではないだろうか。ツルキの対語はみこし(御腰)(一三三五)であり、「よせかきつるき」は、「寄せ掻き劍」の可能性がつよいと筆者もかんがえる(沖繩古語大辞典)は「掻き寄せる劍」の意か、とする。たとえば、「カナシを掻き寄せる」という表現が次のオモロにみえる。「福地儀間の主人の浦のかないかき寄せて/按司おそいにみおやせ」(五九七)。これは、儀間の主に対して、カナシをかき寄せて按司おそいに奉れとうたいかけるものであらう。

又一方、「やまきにやか すさへしかおもろ/西かないよせて 又よくまさる東かない前よせてちよわれ…」(二三四五)というものもあり、歌唱者(すさへしかおもろ)がカナシを寄せることを期待される者であり、カマへとは記されないが、一三四三は同人に「やまきし…/うちよせれかき寄せれ」とも、うたうのである。これらによれば、カマへを集めることを役割とした歌唱者の階層、つまり初期のヒキの勢頭、あるいはヤマキシのようにカマへをあつめて按司おそいに仕える者がいたと推測されるのである。キミカナシのオモロにも「おきもせちやりよは/おきなわ たうりやりかない」(三〇〇)という、内容は不明ながらカナシにつながるのではないかと思われる一節がある。

次もあるいはカナシに関係するものではなからうか。

一 きこへきみかなし とよむきみかなし/Rももしましたから 積て みおやせ

又 首里もりくすく またまもりくすく

又 きこへあんしおそいや… ゑそこかす みおうねかす おしうけて (三三五)

これは、キミカナシに対して、「ももしまのたから 積て みおやせ」(反復部)と呼びかけ、次の二・三節のあとにも繰り返す。三節は、按司おそい(キミカナシなど)が何艘かの船をおし浮けることをうたうものと思われる。

そのタカラを納めるのが倉であったことを次のオモロがかたっている。「おきやかまいがおこのみ／すゑの御倉そゑて／かみしものたから積てみおやせ」(二二八)は、沖繩の北・南部のタカラを倉に積入れることをうたっている。尚真王時代の、カマへを集める役割をもつヒキ役(おきやかまいがおこのみ)の者が、その全島的なタカラを貯える倉を添えて(治めて)献納することをうたったものと思われる。尚真王とヒキ役がどの様な関係にあったかについては、前稿に述べたが、簡単にいえば、ヒキ役は尚真王に支配される者であり、尚真王と王府の神(アオリヤへ・サスカサなど)との仲立ち役を勤める者であると筆者は推測している(注2拙稿参照)。

次代のヒキ役キミカナシはさらに、「百島のタカラ」つまり、沖繩の上下(北・南部)だけでなく、宮古など、周辺の島々のタカラを首里森グスクに奉ることをよびかけられ、三節ではそれを船で運ぶことをうたうのではなからうか。このようにヒキ役の者の祀る神格と筆者の推測するアオリヤへ・サスカサ・センキミヤキミカナシが稲祭のオモロにうたわれていることからみて、そのかわりを推測できるとかんがえる。又、とくにキミカナシの場合、そこでうたわれたオモロが、稲穂の献上に象徴

されるカマへを集めること、そのことと深く結びついていたのであろうことが推測されるのである。

(五) オモロにみえる「かみしも」

キミカナシを「上下の大とよみ」「下の世の主や…」とうたうオモロを、二(二)にあげたが、このほか「首里もりくすく きみかなしてつて／かみ下 おしやわちへちよわれ」(三二八)、「…きみかなし 気合わちへ／大くすく 降れわちへ…」(三二八)などとうたわれている。キミカナシは、ケを合わせ、「手を摺」り御拝する者、あるいは、北と南を「押し合わせる」ことについて呪術的な力の発揮を期待されている者であり、全島を俯瞰するような高所にいる者としてうたわれているように思われる。この「上下」が、北部と南部という地域的な意味で用いられていることは、「上下のくにかす」(六五五)とあることから明らかである。「上下を押し合わせる」ことは、いつころからどのような状況で問題になっているのだろうか。

円覚寺建立の碑文(一五〇一年、円覚寺松尾碑文)や、オモロ二八三は上下をそろへて同寺の建立を行ったことをうたい、波の上宮建立(日秀上人在疏の一五三二―四一年頃)も、「上下をあとへて(集めて)」の工事であったことがオモロの内容からわかるのであるが(五二七)、このほかにも「上下」を視野にいたれたオモロは数多くうたわれている。たとえば、「なへたるかおもしろく御殿けらへて 上下の見物するきよらや」(二四四)や「あかいんこか 上下とよむ 親もい御殿けらへ／又ねはいんこか上

下」(四六二)は、歌唱者でもあるヒキ役が、上下とよむ御殿を造ることをうたうものとかんがえる。「首里もりけらへて けらへたるきよらや 上下の世 揃えるくすく／又またまもり けらへて：」(二二八)とあるのは、首里もりが「上下の世 揃えるくすく」であり、そこに、上下とよむ親おもい御殿をつくることをうたっているであろう。

上下とよむグスクに在るのは「島の主てた」(二二三)と呼ばれた者であろう。これは、「あかのおゑつきや 上下の人ひちめてた」(四六〇)、あるいは「果報てた」といわれるおもしろねあがり(四〇二)などを指すものであろう。これらからみて、尚真王の頃から、上下をそろえることについてのオモロが多くなつたわれていることがわかる。

この沖繩の上下をそろえるということは、北と南の御嶽を次々につくっていったというアマミキヨ神話成立の一つ重要な背景であるように思われる(注38)。

「あまみきよか真細工首里もりけらへて／けらへやりおきやかもいにみおやせ」(二四〇)の「首里もり」は、『中山世鑑』琉球開闢之事、にアマミキヨがつくった御嶽としてあげる、国頭の安須森・今帰仁・カナヒヤブ、知念森・サイハ嶽・藪薩の浦原、玉城アマツツ、久高コバウ森、首里森、真玉森、これらの中の首里森、真玉森の意でうたわれていると思われる。

「首里もりけらへて けらへたるきよらや 上下の世 揃えるくすく／又またまもりけらへて」(二二八)は、この首里もりこそが上下をそろえるグスクであるとうたうものであろう。この二一八

は、アマミキヨ神話の土台をなす思想であつたのではなからうか。

首里森・真玉森は、首里城内の二御嶽であり、前者は『由来記』によれば「キヤウノ内ノ前ノ御ミヤ首里ノ御イベ」、後者は「真玉城ノ御嶽」神名、玉ノミヤノ御イベ、であり、いわゆる首里城十嶽に数えられるものである。本島全域を視野にいれつつ、首里森を中心としてかたられるアマミキヨ神話と、首里もりを中心とする全島の統一(上下の統一)を重ねてうたつたものではないだろうか。

さきに述べたように、「上下」を押し合わせ一つにすることは現実にはふかく根差した表現であつたと思われる。たとえばつぎのようなことがあつた。

「山北監守」は、征服地の治安維持のために尚巴志(一五世紀前半)により設置され、尚真王時代にその復活が本格化したものといわれている(注39)。玉御殿碑文(二五〇一年)記載の「みやきせんのあんしまいたいかね」はこのことと関連ある者とかんがえられている(注40)。この時代の「山北監守」についての『向姓家譜』(注41)の譜文は、史実にちかいかんがえられている。これは又、以下に引用するオモロによつても裏付けられるのではないかと筆者もかんがえている。

『向姓家譜』によれば、弘治年間(一四八八―一五〇五)に尚真は、第三王子を山北に派遣し脇差二振、鎧などとともに、「唄御双紙一冊」を与えた。これらは山北に出現する神の儀礼をおこなうためであり、首里から派遣された唄勢頭三・四人が「土唄勢頭」(地域の唄勢頭)とともに礼式を行い、アオリヤへ按司・世寄せ君按司など女官が掌つた、と記している。

これらの記述をどのように受けとるべきであろうか。この譜文は、当然後代になって記述されたものであり、いくつかの時代層が重なった記事とみるべきであろう。たとえば、譜文のいう、世寄せ君按司など女官の参加については次のことをかんがえるべきであろう。『女官御双紙』の記載によれば、アオリヤへ按司は今婦仁王子の孫女(尚真の曾孫)、初代世寄せ君按司は、今婦仁王子の女であり、いずれも弘治年間のこととみることは難しい。それでは、初期の尚真王時代の山北に、譜文に記されたような祭祀が実際におこなわれたのであろうか。次にあげるオモロから、へ女官^レではなく歌唱者つまりへヒキ^レの者による祭祀がおこなわれたと筆者は推測している。

*「あかのこか 伊是名おてみれば 今婦仁は 御酒と盛りよる／又ねはの子か 伊平屋におてみれば……」 (二二六)

*「あかいんおゑつきや…国なつちみちへうらやめ／又今婦仁のほて……」 (二〇三五)

*「まかねこかおもしろ 十日てゑはとうさ 三日はさめ 世もちひやしみおやせ／又きこゑ今婦仁に……」 (二一九七)

二二六は、先述の歌唱者アカノコ・アカノオエツキが、今婦仁に行くこと、そこで国見的な行為を行うこと、オモロを捧げること、あるいは伊平屋(伊是名)に行き今婦仁の酒盛りの情景をながめるとうたうものである。ただし、伊平屋から今婦仁を見ることは、現実にはありえないことであろう。しかし次のようなオモロもうたわれたことをかんがえれば、見えないものを見るという、アカノコ

に代表される、へヒキ^レの者の負う呪術師的性格を強調したものとかんがえられるのである。

一 きこへさすかさか／Rせち 遣らは たに又たに

又 とよむさすかさか

又 久米下司にききやせ

又 かき 渡名喜 みれつな

(二七九)

これは別稿で取り上げたものである(注42参照)、サスカサが、久米島の下司や粟国のカキ(地名)や慶良間にセチを遣るという内容である。久米島や粟国・慶良間の島々は中国との航路に当たっていたことも一つの理由となりはやくから通行の開けていた地域であった。粟国の者が久米島の稲祭りへの参加をうたう歌謡も残されており、このオモロはこれらの関係を踏まえてうたわれたものかと思われる(注42)。二二六の今婦仁と伊平屋にもこのような背景があったのではないだろうか。

アカノコやマカネコガオモロの北部派遣は、譜文にいう王府派遣の唄勢頭の記事に相当するのではなからうか。唄勢頭は、のちにヒキから半独立する唄の専門職とかんがえられるが、譜文は後代に書かれたものであるから、溯ってこのような記述になっているのではないかと思われる。

初期のヒキ役の呪術師的な性格は、とくに貢納物を「寄せる」ことにその力が発揮されていたことなど、政治的な意味合いがつかったことが推測される。初期の北部の儀礼については、オモロと照らし合わせるにより、その実態についても推測が可能であるとかんがえる。その意味でとくにこ

これらのオモロは重要であると思う。

おわりに(まとめにかえて)

小稿は、従来説とは視点を換え、王府オモロのキミカナシを、アオリヤへ・サスカサ・センキミなどと同様久米島出自の御嶽の神としての性格をもつ神、あるいはその名と性格を承け取った憑依者とする立場から考察した。

キミカナシのオモロの解釈上の主要な問題は、たとえば三三一にみるような、冒頭句(二節)のキミカナシと二節「下の世の主や按司の又の按司や」の関係である。

一 きこゑきみかなし とよむきみかなし/Rかみ下の大とよみ

又 下の世の主や 按司の又の按司や

(三三一)

それを検討するために、オモロで世の主がどのようになたわれているかを、二の(二)で検証した結果、①歌唱者であり、②建築に携わり、③国見的行为をし、④御拝や「寄せる」「選ぶ」などの呪術宗教的行為をし、⑤使いとなり、⑥剣を身に付け、⑦テダとよばれ、⑧騎乗し、⑨神酒とかわり、⑩「子を生し」、⑪、戦を主導する者、を世の主としてうたうことがわかった。これらの性格は、オモロ歌唱者としてのオモロネアガリ等の性格と一致するものでもあり、三、でみたキミカナシの性格にも重なることが分かった。

これらから導き出されるのは、オモロでは、キミカナシ・歌唱者と世の主は、同等の者であること、したがって三三一のキミカナシは「下の世の主や 按司の又の按司」と言い換えられてうたわれたもの、と解釈すべきであることを述べた。上記の、類型的な句以外の按司についても、「王家にちかい、役職としての按司」という近世的按司の性格を備えながら呪術宗教的性格をもつ例が目立つことを述べた。仲原氏以来の従来の説のように、「世の主に伺候し奉仕する歌唱者」の存在を想定して、オモロの歌詞に言葉を補って行う解釈には無理があることを明らかにした。

オモロ以外の歌謡や説話では、世の主や按司は、次のように語られている。宮古島には久米島と同様に、御嶽の神名としての世の主があり、世の主・テダの対語がみられた。同島と多良間島には、按司・世の主一族の説話があった。宮古島の世の主には久米島から渡り五穀を作り村民の生活向上に寄与し神として祀られた例がみられた。八重山征伐の船団(つまりヒキの船団)に同島とその周辺の島の人々を率いて加わったのが仲宗根豊見親であったから、世の主がヒキとかかわりある称呼として用いられたことはなかったであろうかという疑問も生まれてくる。

永良部島には、オモロの永良部世の主にむすびつくと思われる、伝承史料がある(十八世紀初期の回元への報告の引用文)。ここに、王家の血筋を引く世の主の来島とその城の建造が記されている。王府に呼ばれた「御付人外役」の官位や辞令書について述べているのは、ヒキの官役組織との関係を思わせる。久米島のイシキナハ按司伝承との共通点も注目される。

キミカナシは、久米島では、イシキナハ御嶽のイベ名(神名)として、雨を降らせる神、としてオタカベにみえ、センキミ(セノキミ・スノキミ)の対語のごとく記されている。オモロのなかで、センキミとのあいだに類似点と相違点があるのは、その活動期の違いによるものと思われる。

オモロのなかで、歌唱者やキミカナシが世の主とよばれ、同様に多様な性格をもつことをうたわれた理由は、ともにヒキという官役組織の勢頭(初期のヒキは十余ヒキからなり、勢頭は各ヒキの代表者)の階層の者であったからだろうと思われる(注43)。

初期のヒキ役の歌唱者が多くの職能を持つと歌われている理由は、かれらが、各ヒキの代表者であったからであろうとかがえる。従ってこれらは、ヒキ成立期(尚真時代)以後、のことであり、尚真以前に、歌唱者の漂泊者の活躍を推測する従米のオモロ歌人論に同調することはできない。歌唱者は、実際はその音取りとしての役割をもつ者であり、船頭(勢頭はその転訛という)とうたわれてはいるけれども、実際には船子を選び船先で舞う者であったらしい(注44)。これは、ヒキ役には、神々の憑依者という神職的な要素がつよかったためとかがえられる。種々の役割担当者の集団の各ヒキの代表者だったために勢頭は、御殿などの建物や土木工事に携わり、船頭となり、縄を緋い、戦にかかり、剣でカナイ(貢納品)をかき寄せることを期待され、オモロ歌唱の際には音頭とりをする者として、うたわれたのであろうとかがえられる。しかしながら、前稿に述べたように、ヒキの名例えばセヤリトミが船名であり、その役名も船乗りの職名であったことから推測できるように、ヒキ

は本来は官船としてその構成員による航行を目的とした組織ではなかったかと推測される(注45)。

キミカナシのオモロの中でもっとも注目すべきものは、キミテズリの百果報事や稲二祭でうたわれたものであろう。稲二祭のオモロは、首里城正殿にある下庫理でおこなわれた官員と王の儀式の際にうたわれたことが確かめられる。この儀式は、首里城周辺の、真和志・南風原・西原の三間切(東恩納氏によれば、畿内にあたる区域)の稲穂をささげる儀式であった。オモロにいう「へみしま」がこの三間切にあたると思われる。聞得大君・キミカナシには各々「へみしま」とのかわりをうたうオモロもある(三八・七二七・九二)。今後もこの点についてさらに考察を深める必要がある(注46)。

キミカナシの稲穂祭のオモロは、命神(アマミキヨと推定される)との関係をうたうものであり、大祭のオモロは、テダ及び按司おそいとして、治金丸を差すキミカナシをうたっている。

稲の祭りやキミテズリの百果報事のオモロに登場するのは、キミカナシのほかはアオリヤへ・サスカ・センキミなど、久米島出自と推定される神格とその総称と推定される聞得大君のオモロであり、とくに、キミテズリの百果報事でうたわれるオモロは、これらの神のその末(神と血筋のつながる首一ヒキ役)への神降りが主題であるとかんがえる。このヒキという官役組織こそ王府オモロの生まれる一つの重要な場であったのではないかと筆者は考えている。

すでに言われているように卷二十二の稲二祭のアオリヤへ・サスカ・センキミ・キミカナシのオモロについて、これらを王族神女とする従米の説により説明することは困難である。(注47)。しかし

ながら、以上述べてきたように、小稿の新たな視点でこれらを考察すれば、王府の主要な祭祀についての『由来記』などの記載と矛盾しないかたちで、王と官員でおこなう下庫理の稲祭、そこで歌われる多くのオモロの説明が可能になる。

尚真王時代に、かみ(北部)に出向いたマカネコガオモロが今婦仁に行き世もつ拍子を奉れ(一一九七)とうたわれるもの、アカノコ・アカインオエツキが各々、伊平屋・今婦仁に行き、オモロ歌唱にかかわったというオモロ(二二二六)は、向姓家譜にいう山北監守の儀礼のための王府からのオモロ勢頭派遣、の記事に対応するものと思われる。上下を一つに押し合わせるために、呪術的な力を發揮したのがアカノコやキミカナシに代表される初期のヒキの者たちであったと推測する。

キミカナシが「かみ下の大とよみ」(三三三)とうたわれたのもこのような意味においてであり、「大とよみ」とうたうところに尚清時代におけるキミカナシの存在の重要さが感じられる(注48)。

キミカナシ按司と呼ばれた者を家譜の上で特定することはできないが、オモロのキミカナシと同一視できないことは明らかになったと思われる。

下庫理のヒキ役による儀式と三平等大アムシラレの主宰する稲祭がほぼ同時代に平行して行われたと推定されるがこれはどういう事情によるのであろうか。三平等大アムシラレの主宰する稲の祭りとの相違も問題になろう。今後の課題の一つとして、ここで取り上げなかったキミテズリの百果報事の祭事とそのオモロを考察して、これらの祭事の意義についても考察したい。

〈注〉

- (1) 「おもろさうし概説」(岩波文庫「おもろさうし」下、所収)その他。
- (2) 拙稿「おもろさうし」にみる久米島出自の神々の変容とその歴史的背景」『沖縄文化研究』二八号、二〇〇二年。
- (3) 伊波氏の見解は、明治三八年初稿の「浦添考」(『古琉球』、『全集』巻一収録、七八頁)「おもろさうし選釈」(『沖縄考』、『全集』巻四、三四八頁)などに述べられる。仲原氏は「実体不明」(「おもろ新釈」)。宮城氏は「政治的神」(『沖縄のノロの研究』)、鳥越氏は「女神官の名」(「おもろさうし全釈」とする。近年は、高級神女とみる説が主流である(島村幸一「神女オモロと歌唱者オモロについて」『南島文化』一九号、一九九七年。岩波文庫「おもろさうし」)。
- (4) 玉城政美「オモロの歌形」(『琉球大学法文学部紀要』二五号、一九八一年)、波照間永吉「オモロ解説への階梯」ほか(『南島祭祀歌謡の研究』砂子屋書房、一九九九年、収録)。
- (5) 「那覇市史」家譜史料(一)資料編第一巻五、一〇四頁。阿姓家譜は、「那覇市史」家譜史料(三)首里系資料編第一巻七、四頁。
- (6) 注4玉城氏論文を参考にした。

- (7) テダと(下の)世ノ主の対語例又はその関係をうたうもの(七八・四〇一・一〇九三・一一〇六・一一一六五)。その他、按司とテダ(六四三)。按司おそいテダ(六〇・一二四七、二二七六)などもある。
- (8) 六俣(稱倉)の例は、「具志川按司のくわいにや」「沖繩久米島資料編」九二頁、「南島歌謡大成」沖繩編上「テルクロ」、五六二頁、にみえる。
- (9) 宮古島の神歌に、「やはら、とどか」の対句がある(『おもろさうし辞典総索引』角川書店、昭和四二年)。
- (10) 仲宗根政善「いしやらたうくすく」、『おもろ精華抄』ひるぎ社、一九八七年、一〇九頁。
- (11) 拙稿「おもろ歌唱者についての問題」『沖繩文化研究』十七号、一九九一年。
- (12) カマヘ(頁)は貢納物。貢祖。カナヒ(貢祖)と同じでn→mの子音交替による転訛(『沖繩古語大辞典』)。
- (13) 「頁はやくいちへ」は、カナイの擬人的表現か。「大やこがかない」のほてり行けばだがほこりよわちへ(一〇六一)の文脈とも類似する。
- (14) 高橋俊三氏はオモロ四〇九の「かかおる」を「難く」の意とされる(『おもろさうしの動詞の研究』武蔵野書院、一九九一年、四八四頁)。しかし、「かかおらに」は、かがむ十おるであり、腰をかがめて拝むの意であろう、という仲原説の方が、御拝姿の表現として自然ではないだろうか。
- (15) 「御唄(主取一員、親雲上六員、勢頭部六員)」には、次のように記される。「職事、謡稲穂祭・大祭、於下庫理、渡唐柴御茶飯、於玉庭、綱作・唐船洲新下・雨乞之時、御座且御庭、…、御唄也。親雲上役者、正月朔日。十五日・冬至日、真正面出御之時、於石亭子、持鐔刀也。勢頭部役者右同時、持長刀也、謡御唄之勤者、主取・親雲上同断」
- (16) 拙稿「おもろ歌唱者についての問題」(『沖繩文化研究』十七号、一九九一年)。
- (17) 『琉球往復文書及関連史料』(一)(梅木哲人解説、その一法政大学沖繩文化研究所編、一九九八年)参照。
- (18) 『雍正旧記』は、『平良市史』所収、四二頁。『遺老説伝』五九話も同話。
- (19) 〈所踏み〉は『南島歌謡大成』宮古編、一三〇頁、ヘビヤシシは五五頁以下に収録。
- (20) 三話がともに、久米島の按司の娘が「常に日月を拝し仏神を拝す…」とかたるのは、この娘が、同島の弁才天信仰を持つ者であることをいっているのではないか。弁才天神話は、首里の弁才天の二姉妹が久米島に渡りその一神が八重山に移ったというものである(『君南風由来記』ほか)。この神話によれば、久米島の君南風は、弁才天の妹に当たる訳である。日・月はその弁才天の持物であった。君南風のクワイニヤ(『南島歌謡大成』沖繩編上、一九三頁)に、「あはれなし君南風：宮古をとなめて、八重山をとなめて」となめて〓鎖めてとあり、君南風と宮古と久米島がどのような関係にあったかが示されている。そのような関係を示す説話の一つとしても解釈できるのではないだろうか。
- (21) これとは別に、『雍正旧記』は、水納村、水納(川カ)「同御嶽神名豊見やおそけと唱」と題して、「右由来ハ昔神代に城たけと申所に天神五穀御持下候をくし原よの水納へ屋よのしと申すもの式人にて拝候て此所御嶽に仕成祭来為申由にて中古迄祭申候事」と記す(『平良市史』五三頁)。この「くし原よのし・水納へ屋よのし」も「世の主」ではないだろうか。

- (22) その他 ③中山一統後の世の主の自害。王子の徳島への移住と帰島。その子孫は中山王の取立で大屋役を勤めたこと。④世の主に奉公する里主の中山王への讒言。北山の落城。⑤世の主の刀の説話などについて記す〔世之主由緒書〕『沖水良部島郷土史資料』鹿兒島県大島郡和泊町、昭和四三年、二版、所収。
- (23) 坂口徳太郎『奄美大島史』大和学芸図書、昭和五二年、一七〇頁。
- (24) 島伊名重『維新前における沖水良部島シニグ祭の内容』(大正十年頃、『沖水良部島郷土史資料』所収、昭和四三年、一版)
- (25) 近年ではオモロ歌人(アカノオエツキ・ヨタマシ・ヤマキシほか)は、尚貞王以前の地方に割拠した地方領主按司の寄生者と推測されている(比嘉実「おもしろ歌人の群像」『古琉球の世界』一九八二年、三一書房)。嘉手刈千鶴子「おもしろさうし歌人考」(『沖繩国際大学文学部紀要』一七卷一号)も同様の立場をとる。
- (26) 拙稿「おもしろさうし」にみる久米島出自の神々の変容とその歴史的背景」『沖繩文化研究』二八号、二〇〇二年。
- (27) 『由来記』(巻十四、浦添間切中間村)は種取り、『遺老説伝』(五五話)は播種の話になっている。
- (28) 拙稿注26
- (29) 『民俗学辞典』按司の項(梅木哲人)。
- (30) 「徳之島の(中世)」『徳之島町誌』昭和四五年、所収。
- (31) 山下欣一『奄美説話の研究』法政大学出版局、一九七九年、四八三頁。
- (32) 伊藤幹治『稲作儀礼の研究』而立書房、一九七四年、八九頁。倉塚暉子「穂祭考」(『沖繩文化』四六・四七号、昭和五一・五二年)。安達義弘「国家儀礼と地方儀礼」(『哲学年報』四七輯、昭和六三年)。
- (33) 三平等大アムシラレ関係の稲祭りで唱えられたのはオタカベであった。たとえば、『女官御双紙』巻中、三平等の稲向祭の項(二六頁)、祖辺の大アムの稲穂・大祭(五一頁)、儀保大アムシラレの稲穂祭(四三頁)などにみられる。
- (34) 岩波文庫本その他は「このみ」を「計画」とし、「おもしろさうし全釈」は「好む」をあてる。この語はオモロでは、「願(う)」と対語の関係にあり、ほこる・てする・祈る・遊ぶ、などと対語の関係でむすばれている。神事や祭祀関係の語彙、とくに神格が憑依者を選択することにかかわる語であるらしい(拙稿一九八七年「琉球極楽寺と円覚寺の建立について」(二)『南島史学』二九号参照)。
- (35) 伊藤幹治「日本神話と琉球神話」(『講座日本の神話10』有精堂、昭和五二年)。
- (36) 『混効験集』わか夏の項。外間守善「おもしろ語うりずんと若夏」『沖繩文化研究』三号、一九七六年)、小稿の三三〇の解釈は「おもしろさうし全釈」に近い。
- (37) たとえば「勝連のたたまきよ……あやてもちはきよわちへ」(二二三五)、七二一も同様である。キミカナシと玉の密接な関係については前述した。オモロは刀を「差す」という。なお、オモイ二二四(『南島歌謡大成』一、収録)に「筑紫主御玉/君があそぶ」という句があり、注記によれば、六月一日穂祭にうたうものという。その関連が注目される。

(38) 『沖繩百科大事典』アマミキヨの項参照。アマミク神話と農作物(稲)の豊穰祈祝祭シニグ祭は大島方面

(永良部・与論など)から伝播したものと推測されている(外間守善『おもろさうし』、岩波書店、一七四頁)。しかしながら王府の神話と祭式としての伝播は逆のコースの可能性を考えるべきではなからうか。二(三)参照。

(39) 高良倉吉『琉球王国史の課題』ひるぎ社、一九八九年、一九四頁。

(40) 高良氏注39著書、一九五頁

(41) 『那覇市史』家譜資料(二)、七七頁、同家譜資料(三)、二六〇頁。

(42) 拙稿『おもろさうし』にみる久米島出自の神サスカサの変容「下」(『学習院大学国語国文学会誌』四六号掲載子走)、参照。

(43) 伊波氏は、巻八のオモロ歌人の活躍年代と多彩な性格をみとめる点で私見に近いが(「あまみや考」『全集』五卷、四二四頁)、その相違点は、多彩な性格を、筆者はヒキ役であったことに求めたこと、かれらを歌人(作者)とは考えないことである。伊波氏は、ヒキ研究の基礎を築かれたけれども、オモロ歌人との関係についての言及はなかった。

(44) 拙稿注16。

(45) 渡口真清氏は、ヒキ名(陸上の隊名)と船の名の対応についてはやくに「海上警備のための海戦隊があり、それを貿易船にも使用したのであろう。一二隻のうち、三隻づつ交替で陸上勤務をして王城を守ったので

あろう…」(『研究余滴』六二二号、一九六九年)と述べておられる。

(46) 拙稿「畿内としての首里みしまについて」『沖繩文化研究』一五号、一九八九年。

(47) 注38外間氏著書一八三頁。筆者は文献史料からみて、初期(中世)の王府の稲祭に王族神女の参加をみることは難しいと考える。しかしキミカナシのオモロにみえる「白ももなりよ」(三〇六)は巫女であらうとかんがえる。

(48) この尚清王時代の王府の主要な祭祀で主役となるキミカナシは、どういう存在なのだろうか。前稿(注46拙稿)で、尚真王時代のオモロは、開得大君と総称されるサスカサなどが畿内のミシマとつよくむすばれていることをうたい、英祖王の末(歌唱者・ヒキ役)に憑依すること、そのなかに「てだが木わうにせ」「みしま王にせ」「すえの王」とよばれている者がいたことを述べた。次の代の歌唱者であるキミカナシには、ミシマとのかかわりはうたわれているけれども、「王」に類する修飾語はみえない。しかしながら、伊波氏がオモロ研究のごく初期にこれを「王」と直観的に理解したことには意味があったと思う。このことについては次の機会に述べたい。

テキストその他

『沖繩久米島資料篇』(「久米仲里旧記」「久米具志川間切旧記」「君南風由来并位階且公事」などを収録)沖繩久米島調査委員会、弘文堂、昭和五八年

『琉球史料叢書』卷一～五（『琉球国由来記』『中山世鑑』などを収録）井上書房、昭和三七年

『神道大系』神社編五二、沖繩（『女官御双紙』などを収録）、小島瓊札校注、神道大系編纂会、昭和五七年

『平良市史』第三卷、資料編一（『宮古島御嶽由来記』『雍正旧記』などを収録）平良市史編纂委員会編、一九八一年

校本『おもろさうし』仲原善忠・外間守善編、角川書店、昭和四十年。

『金石文』歴史資料調査報告書V（『かたのはな碑文』その他を収録）沖繩県教育委員会文化課編、一九八五年